

第一号議案

令和五年第四回定例県議会議案に対する教育委員会の意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十九条の規定により、知事から令和五年第四回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について意見を求められたので、別紙（案）のとおり回答する。

令和五年十一月二十四日提出

大分県教育委員会教育長 岡本 天津男

提案理由

知事から照会のあった令和五年第四回定例県議会に提出予定の議案のうち、本委員会関係分について、別紙（案）のとおり回答したいので提案する。

案

教委教改第 号  
令和5年11月 日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

大分県教育委員会  
教育長 岡本天津男

議案に対する教育委員会の意見について（回答）

令和5年11月20日付け財第401号で照会のあった上記のことについて、下記のとおり回答します。

記

原案のとおり提出することに異議ありません。



財 第 401 号  
令和5年11月20日

大分県教育委員会

教育長 岡本 天津男 殿

大分県知事 佐藤 樹一郎

議案に対する教育委員会の意見について（照会）

下記のとおり県議会に議案を提出する予定ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により貴委員会の意見を求めます。

記

1 議案名

- ・職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ・公の施設の指定管理者の指定について
- ・大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- ・大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の委託について
- ・警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正について

2 議案提出県議会

令和5年第4回定例会

第91号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正等について

項目1 職員の給与に関する条例の一部改正（第1条及び第2条関係）

項目	改正内容	備考																																				
(1) 給料表改定 (別表第1～6)	<p>○国に準じて初任給及び若年層に重点を置いた給料月額引上げ</p> <p>○全職員を対象に各号給の額に一定の率（改定率0.3%）を乗じた給料表に改正 (全体の改定率1.12% 月額3,905円)</p>	令和5年4月1日適用																																				
(2) 初任給調整手当 (第11条の2)	<p>○医師及び歯科医師に対する支給月額を引上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師及び歯科医師（医療職給料表I適用者） 414,800円→415,600円</li> <li>・ " "（医療職給料表I適用者以外） 50,800円→51,100円</li> </ul>	令和5年4月1日適用																																				
(3) 期末手当 及び勤勉手当 (第22条、23条)	<p>○期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げ（4.4月→4.5月）に係る12月期の支給月数の改正</p> <p>○引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="3">期末手当</td> <td rowspan="2">6月期</td> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.20</td> <td>1.25</td> </tr> <tr> <td>特定管理職員</td> <td>1.00</td> <td>1.05</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="3">勤勉手当</td> <td rowspan="2">6月期</td> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.00</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>特定管理職員</td> <td>1.20</td> <td>1.25</td> </tr> </table>	期末手当	6月期	現行	改正後	1.20	1.25	特定管理職員	1.00	1.05	勤勉手当	6月期	現行	改正後	1.00	1.05	特定管理職員	1.20	1.25	令和5年12月1日適用																		
期末手当	6月期			現行	改正後																																	
			1.20	1.25																																		
	特定管理職員	1.00	1.05																																			
勤勉手当	6月期	現行	改正後																																			
		1.00	1.05																																			
	特定管理職員	1.20	1.25																																			
	<p>○6月期と12月期の支給月数の改正（期末・勤勉手当4.5月） (均等になるように配分)</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="3">期末手当</td> <td colspan="2">6月期</td> <td colspan="2">12月期</td> </tr> <tr> <td>R5.6月</td> <td>改正後</td> <td>R5.12月</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.20</td> <td>1.225</td> <td>1.25</td> <td>1.225</td> </tr> <tr> <td>特定管理職員</td> <td>1.00</td> <td>1.025</td> <td>1.05</td> <td>1.025</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td rowspan="3">勤勉手当</td> <td colspan="2">6月期</td> <td colspan="2">12月期</td> </tr> <tr> <td>R5.6月</td> <td>改正後</td> <td>R5.12月</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.00</td> <td>1.025</td> <td>1.05</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>特定管理職員</td> <td>1.20</td> <td>1.225</td> <td>1.25</td> <td>1.225</td> </tr> </table>	期末手当	6月期		12月期		R5.6月	改正後	R5.12月	改正後	1.20	1.225	1.25	1.225	特定管理職員	1.00	1.025	1.05	1.025	勤勉手当	6月期		12月期		R5.6月	改正後	R5.12月	改正後	1.00	1.025	1.05	1.025	特定管理職員	1.20	1.225	1.25	1.225	令和6年4月1日施行
期末手当	6月期		12月期																																			
	R5.6月		改正後	R5.12月	改正後																																	
	1.20	1.225	1.25	1.225																																		
特定管理職員	1.00	1.025	1.05	1.025																																		
勤勉手当	6月期		12月期																																			
	R5.6月	改正後	R5.12月	改正後																																		
	1.00	1.025	1.05	1.025																																		
特定管理職員	1.20	1.225	1.25	1.225																																		

項目2 一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正（第3条関係）

項目	改正内容	備考						
(1) 給料表改定	任期付職員給料表の給料月額引上げ	令和5年4月1日適用						
(2) 期末手当	年間支給月数の引上げ（3. 3月→3. 4月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6月期</td> <td>12月期</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.65</td> <td>1.75</td> </tr> </table>	6月期	12月期	現行	改正後	1.65	1.75	令和5年12月1日適用
6月期	12月期							
現行	改正後							
1.65	1.75							

項目3 一般職の任期付職員採用等に関する条例の一部改正（第4条関係）

項目	改正内容	備考												
(1) 期末手当	6月期と12月期の支給月数の改正（3. 4月） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6月期</td> <td>12月期</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>R5.6月</td> <td>R5.12月</td> </tr> <tr> <td>1.65</td> <td>1.70</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.75</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.70</td> </tr> </table>	6月期	12月期	改正後	改正後	R5.6月	R5.12月	1.65	1.70		1.75		1.70	令和6年4月1日施行
6月期	12月期													
改正後	改正後													
R5.6月	R5.12月													
1.65	1.70													
	1.75													
	1.70													

項目4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第5条関係）

項目	改正内容	備考						
(1) 給料表改定	第1、2号任期付研究員給料表の給料月額引上げ	令和5年4月1日適用						
(2) 期末手当	年間支給月数の引上げ（3. 3月→3. 4月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6月期</td> <td>12月期</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.65</td> <td>1.75</td> </tr> </table>	6月期	12月期	現行	改正後	1.65	1.75	令和5年12月1日適用
6月期	12月期							
現行	改正後							
1.65	1.75							

項目5 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正（第6条関係）

項目	改正内容	備考												
(1) 期末手当	6月期と12月期の支給月数の改正（3. 4月） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6月期</td> <td>12月期</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>R5.6月</td> <td>R5.12月</td> </tr> <tr> <td>1.65</td> <td>1.75</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.70</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.70</td> </tr> </table>	6月期	12月期	改正後	改正後	R5.6月	R5.12月	1.65	1.75		1.70		1.70	令和6年4月1日施行
6月期	12月期													
改正後	改正後													
R5.6月	R5.12月													
1.65	1.75													
	1.70													
	1.70													

項目6 特別職の常勤職員の給与等に関する条例の一部改正（第7条及び第8条関係）

項目	改正内容	備考												
(1) 給料改定 (別表)	○一般職員や国の改定状況を踏まえて給料月額の上上げ（改定率0.3%）	公布日施行												
(2) 期末手当 (第5条)	○年間支給月数の引上げ（3.3月→3.4月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6月期</td> <td>12月期</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.65</td> <td>1.75</td> </tr> </table>	6月期	12月期	現行	改正後	1.65	1.75	令和5年12月1日適用						
	6月期	12月期												
現行	改正後													
1.65	1.75													
	○6月期と12月期の支給月数の改正（3.4月） （均等になるように配分） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6月期</td> <td>12月期</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>R5.6月</td> <td>R5.12月</td> </tr> <tr> <td>1.65</td> <td>1.70</td> </tr> <tr> <td>1.70</td> <td>1.75</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.70</td> </tr> </table>	6月期	12月期	改正後	改正後	R5.6月	R5.12月	1.65	1.70	1.70	1.75		1.70	令和6年4月1日施行
6月期	12月期													
改正後	改正後													
R5.6月	R5.12月													
1.65	1.70													
1.70	1.75													
	1.70													

項目7 会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正（第9条及び第10条関係）

項目	改正内容	備考										
(1) 期末手当 (第2条、第4条)	○年間支給月数の引上げ（2.45月→2.5月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>12月期</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>現行</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.225</td> <td>1.275</td> </tr> </table>	12月期	改正後	現行	改正後	1.225	1.275	令和5年12月1日施行				
	12月期	改正後										
現行	改正後											
1.225	1.275											
	○勤勉手当支給開始に伴い、勤勉手当分として加算していた支給月数分の引下げ（2.5月→2.45月） （6月、12月期の支給月数を均等になるように配分） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6月期</td> <td>12月期</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>R5.6月</td> <td>R5.12月</td> </tr> <tr> <td>1.225</td> <td>1.275</td> </tr> <tr> <td>1.225</td> <td>1.225</td> </tr> </table>	6月期	12月期	改正後	改正後	R5.6月	R5.12月	1.225	1.275	1.225	1.225	令和6年4月1日施行
6月期	12月期											
改正後	改正後											
R5.6月	R5.12月											
1.225	1.275											
1.225	1.225											
(2) 勤勉手当 (第4条の2)	○地方自治法の改正や各県の改定状況等を考慮し、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。 支給月数 2.05月（一般職員と同水準）	令和6年4月1日施行										

項目8 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正（第11条関係）

項目	改正内容	備考										
(1) 報酬改定	一般職員や国の改定状況を踏まえて報酬の引上げ（改定率0.3%）	公布日施行										
(2) 期末手当	年間支給月数の引上げ（3.3月→3.4月）に係る12月期の支給月数の改正 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6月期</td> <td>12月期</td> </tr> <tr> <td>1.65</td> <td>現行</td> </tr> <tr> <td></td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.65</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.75</td> </tr> </table>	6月期	12月期	1.65	現行		改正後		1.65		1.75	令和5年12月1日適用
6月期	12月期											
1.65	現行											
	改正後											
	1.65											
	1.75											

項目9 大分県議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正（第12条関係）

項目	改正内容	備考										
(1) 期末手当	6月期と12月期の支給月数の改正（3.4月） <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>6月期</td> <td>12月期</td> </tr> <tr> <td>R5.6月</td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td>1.65</td> <td>1.75</td> </tr> <tr> <td></td> <td>改正後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1.70</td> </tr> </table>	6月期	12月期	R5.6月	改正後	1.65	1.75		改正後		1.70	令和6年4月1日施行
6月期	12月期											
R5.6月	改正後											
1.65	1.75											
	改正後											
	1.70											

項目10 特別職の秘書の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第13条関係）

項目	改正内容	備考
(1) 給料表改定	特別職秘書給料表の給料月額額の引上げ （一般職の職員に準じて改定）	令和5年4月1日適用

項目11 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償条例の一部改正（第14条関係）

項目	改正内容	備考
(1) 報酬の限度額	非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらに準じる報酬については、国に準じて限度額を改定 （高度の知識経験に基づき困難な職務を行う医師等で知事が指定するもの） 34,200円 → 34,300円	令和5年4月1日適用

項目1 2 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第15条関係）

項目	改正内容	備考
(1) 勤勉手当 (第12条の2)	○技能労務職員である会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。 支給月数 2.05月（一般職員と同水準）	令和6年4月1日適用

項目1 3 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第16条関係）

項目	改正内容	備考
(1) 勤勉手当	○企業職員である会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。 支給月数 2.05月（一般職員と同水準）	令和6年4月1日適用

項目1 4 大分県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第17条関係）

項目	改正内容	備考
(1) 勤勉手当	○病院局職員である会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。 支給月数 2.05月（一般職員と同水準）	令和6年4月1日適用

項目1 5 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第18条関係）

項目	改正内容	備考
(1) 勤勉手当 (第7条)	○育児休業をしている会計年度任用職員が、基準日以前6か月の間に勤務した期間がある場合は、一般職員と同様に勤務期間に応じた勤勉手当を支給する。	令和6年4月1日適用

附則

項目	改正内容
第1項 (施行期日)	○この条例は、公布の日から施行 ○ただし、令和6年度以降の期末・勤勉手当（6月期と12月期の支給月数の改定）会計年度任用職員の勤勉手当支給等（第2条、第4条、第6条、第8条、第10条、第12条、第15条～第18条）の改定は、令和6年4月1日から施行 ○給料表等（第1条、第3条、第5条、第13条及び第14条）の改定は、令和5年4月1日から適用
第2項 (適用日)	
第3項 (適用日)	○令和5年12月に支給される期末・勤勉手当の支給率（第1条、第3条、第5条、第7条、第9条、第11条）の改定は、令和5年12月1日から適用

第101号議案 公の施設の指定管理者の指定について

令和5年度末をもって指定期間が満了する公の施設の指定管理について、次のとおり指定管理者として指定するもの。

大分スポーツ公園、高尾山自然公園及び武道スポーツセンター【公募/指定期間5年：令和6年4月1日～令和11年3月31日】

1. 指定管理候補者選定の経過

項目	年月日
●第1回選定委員会 (審査基準、スケジュール、募集要項等の検討)	令和5年8月8日(火)
公募開始(公告)	令和5年8月23日(水)
公募に関する現地説明会実施	令和5年9月12日(火)
公募に関する質問受付	令和5年8月23日(水) ～令和5年9月22日(金)
申請書の受付	令和5年10月10日(火) ～令和5年10月23日(月)
●第2回選定委員会 (ヒアリング、審査、協議・選定)	令和5年10月27日(金)

2. 審査基準

審査基準	評価項目(抜粋)
1. 平等利用と法令遵守等	(1) 平等な利用の確保がなされているか (2) 法令を遵守する姿勢があるか
2. 管理運営方針・維持管理計画	(1) 施設の設置目的に沿った管理運営方針となっているか (2) 利用者意見、ニーズ等による的確に行われるか(要望の把握・業務への反映)
3. 利活用促進	(1) 広報・イベント等誘致活動が積極的に行われるか (2) 目標指標(利用者の増加)に向けた具体的取組
4. 経費縮減	(1) 基準価格、申請者の提案額により評価
5. 管理運営の安定性	(1) 業務を安定的に実施できる経営基盤(資産や金融機関等の支援を含む)があるか (2) 同種施設の管理運営実績があるか

3. 指定管理候補者及び選定委員会における評価等

指定管理候補者	提案価格	債務負担行為額	選定委員会における評価
株式会社大宣 代表取締役社長 朝倉 弘美	3,074,500千円	3,075,835千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの管理運営の経験・実績を活かし、堅実な施設の維持管理、地域住民やNPO等との連携による管理運営方法、利用者の増加を図る積極的な事業展開など、事業計画の各項目について、きめ細かくで実効性のある提案を示しており、管理運営の安定性、信頼性が高く評価できた。</li> <li>施設の効用の最大化については、高度な管理が求められているレゾナックドームの芝をこれまで管理してきた実績と、施設の利用実態をふまえ、実施する曜日、内容、ターゲットを検討して自主事業を計画したことが高く評価できた。</li> </ul>

第104号議案「大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」  
 第105号議案「大分県立屋内競技場の管理に係る事務の委託について」

1. 施設の概要

- ① 庄内屋内競技場
  - ・構造：RC造平屋建（屋根鉄骨造）3,600㎡
- ② エアライフル射撃場
  - ・構造：プレハブ平屋建 924㎡
- ③ 管理者：由布市（H18～指定管理：利用料金制）

2. 建設・管理の経緯

- ・平成3年に旧庄内町長から建設の陳情を受け、平成4年8月に県が整備（用地は旧庄内町が町有地を整備し提供）
- ・管理については、建設の経緯から、旧庄内町（現由布市）が当初から管理
- ・維持管理費については由布市が負担し、施設の修繕等は県が負担

3. 管理方法の変更（第105号議案 大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の委託について）

<現状>

指定管理者制度

（地方自治法第244条の2第3項）

- ・指定管理者制度導入に伴い、平成18年度以降、建設の経緯を踏まえ由布市が指定管理者（任意指定）

※制度創設の目的

- ・多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、地方自治体が設置する公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、住民サービスの向上や経費の節減等を図ること

<成果>

- ・庄内総合運動公園との一体管理による維持管理費の抑制

<課題>

- ・施設の特性上、ライフル射撃競技以外の利活用が難しいことから、利用者数の増に向けた取組には限界

<大分県行財政改革推進委員会指定管理者評価部会>

- ・これ以上のサービス向上やコスト削減の効果が見込まない状況
- ・指定管理者制度の趣旨を十分に反映できないため、管理方法の見直しを行うべき

<変更する管理方法>

事務の委託（地方自治法第252条の14）

- ・地方公共団体の事務の一部の管理及び執行を、他の地方公共団体に委ねることにより行政運営の効率化・合理化を図る制度。

- ・ごみ処理や市町村消防指令業務の共同運用の他、公園施設、体育施設の施設管理などに採用されている。

※施設の維持管理・修繕等に係る経費負担や施設の利用率については、変更なし（従前どおり）

第104号議案「大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」  
 第105号議案「大分県立庄内屋内競技場の管理に係る事務の委託について」

4. 事務の委託の効果

- 管理運営の根拠は、由布市の条例、規則等によるものとなり、隣接する庄内総合運動公園との更なる一体的、効率的な管理が期待できる。
- 指定管理者制度における施設利用者数の増という観点だけでなく、ライフル射撃場という施設の特性を生かした地元高校との連携など由布市における独自性の発揮も可能となる。
- 民間のノウハウ活用といった指定管理者制度の趣旨にそぐわない管理運営方法が解消される。
- 更新に係る事務手続き等が不要となり、長期的な運用が可能となる。

5. 管理方法の変更に伴う規定の整備 (第104号議案 大分県立スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について)

改正の内容

- (1) 管理の特例に係る規定を追加 (第14条関係)
- (2) 利用料金に係る規定を削除 (第14条関係)
- (3) その他規定の整備 (第2条、第11条関係)

6. 今後の手続き (予定)

- ・令和6年1月上旬 事務の委託の規約告示
- ・令和6年3月中旬 総務大臣への届出
- ・令和6年4月1日 事務の委託による運用開始



<施設外観>



<50m射撃場 射座>



<50m射撃場 射座>



<50m射撃場 射座>

# 第106号議案 警察署の名称、位置及び管轄区域条例等の一部改正（R6.1.1.6施行）

## 【改正理由】

別府市大字鶴見の**住居表示**が実施されることに伴い、『大分県立学校の設置に関する条例』の一部を改正するもの。

## 【改正内容】

名称	位置
大分県立別府鶴見丘高等学校	別府市大字鶴見四、四三三番地二
大分県立別府鶴見丘高等学校	別府市東荘園四丁目二番四四号

（住居表示制度とは？）

**（1）町の境界を定め、（2）町並みに連続した番号を付け、その番号を（3）住居番号として各戸に付番すること**で、地番や通称よりも住所を分かりやすくする制度

